

(仮称) 中頓別陸上風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2022 年 11 月

中頓別ウィンドファーム合同会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1)公告の日	1
(2)公告の方法	1
(3)閲覧場所	1
(4)閲覧期間	2
(5)閲覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
(1)意見書の提出期間.....	2
(2)意見書の提出方法.....	2
(3)意見書の提出状況.....	2
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解...	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、令和4年9月5日から令和4年10月5日まで縦覧に供した。

(1) 公告の日

中頓別町:令和4年8月25日(木)

枝幸町:令和4年8月29日(月)

音威子府村:令和4年8月12日(金)

(2) 公告の方法

各自治体の広報及び旬報に掲載した。(別紙1参照)

また、下記において電子縦覧を実施した。なお、住民説明会の開催についても合わせて公告を行った。

- ・NC 電源開発株式会社(中頓別ウインドファーム合同会社の親会社)ホームページ
(別紙2参照)

http://www.ncd-japan.com/nakatonbetsu_eia01.html

※北海道のホームページにも事業者ウェブサイトへのリンクを掲載していただいた。

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す5か所にて縦覧を実施した。

また、NC 電源開発株式会社(中頓別ウインドファーム合同会社の親会社)のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課(北海道稚内市末広4丁目2-27)
- ・北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課(北海道旭川市永山6条19丁目1番1号)
- ・中頓別町役場 役場窓口(北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6)
- ・枝幸町役場 まちづくり推進課(北海道枝幸郡枝幸町本町916番地)
- ・音威子府村役場 総務課 総務財政室(北海道中川郡音威子府村字音威子府444番地1)

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間: 令和4年9月5日(月)から令和4年10月5日(水)まで
- ・縦覧時間: 各振興局は午前9時から午後5時まで
各役場は午前8時30分から午後5時15分まで
なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 閲覧者数

縦覧者数は8名であった。

※各縦覧先からの聞き取り情報による。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成23年法律第27号)第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和4年9月27日(火)18時30分～	音威子府村 音威子府村公民館	2
令和4年9月28日(水)18時30分～	中頓別町 中頓別町民センター	11
令和4年9月29日(木)18時30分～	中頓別町 小頓別多目的集会施設	13

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和4年9月5日(月)から令和4年10月19日(水)
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。(別紙3参照)

- ① 中頓別ウインドファーム合同会社への書面の郵送
- ② 方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は8通、意見総数は36件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項に基づいて提出された、環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書に対する一般の意見及び事業者の見解

・意見書1

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
1	<p>低周波の騒音が発生し、動物(人間を含む)に対し悪影響が出ると聞いたことがあります。低周波の騒音の発生について、</p> <p>①発生方向に指向性がありますか。あるとすれば、どういう方向・角度ですか。</p> <p>②運転範囲(風速でプロペラが回転する回転数範囲)で、騒音が一番高いレベルで、直線距離でどのくらいまで届きますか。</p> <p>③動物(人間を含む)に影響がでた場合、軽減策はどのような方法がありますか。</p> <p>④上記③の効果はどの程度ありますか。上記②と同様に推移曲線で当方への提示と公開をお願いします。</p>	<p>① 研究発表によると、概ねプロペラ前後方向に指向性があると考えられています。ただし、この指向性は数100mの距離での傾向ですので、周囲の住居周辺からはあまり風車音の指向性は感じられないと考えております。</p> <p>② 発電所アセス省令によると、騒音に関しては風力発電所の場合、環境影響を受ける範囲として対象事業実施区域近傍(1km周囲内)とされていることから、影響範囲として約1kmを想定しています。</p> <p>③ 動物(人間を含む)に影響が出た場合、まず、影響の原因を調査し、原因に応じた対策を専門家等及び当事者と協議の上、軽減策を検討いたします。</p> <p>④ 今後、騒音に関する調査結果に基づき、予測・評価する中で各種基準値との適合状況や対策の効果の検討を実施する予定です。</p>

・意見書 2

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
2	<p>住民説明会では、「環境影響評価とは別に、設置のための地質調査を行う」と理解しました。</p> <p>地質調査の結果、基礎の深さや杭の長さが決まると説明がありました。</p> <p>そもそも、工事内容が決定していない段階で、環境影響調査を行っても、影響の評価をできないと考えます。</p> <p>すなわち、今回の環境影響評価そのものが形式だけのものと判断します。</p>	<p>今回の環境影響評価方法書は、現況を詳細に把握するための調査手法に関する手続き、審査です。</p> <p>今後の環境影響評価については、風力発電所における工事概要は概ね類似していることから、まず現況の環境を把握し、予定される工事内容を鑑みて予測・評価をいたします。その結果を基に工事内容や事業計画を決定することで、環境影響の回避・低減されたより良い事業としてまいります。</p>
3	<p>説明会資料に記載されている「発電機の概要」では、ブレード3枚の風力発電機が図示されています。</p> <p>このタイプは、微風では回転しないと聞いています。</p> <p>設置はしたが、事業として成り立たず、放置とならないように、保証を明確にすることを要求します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。設置予定の風力発電機は風速 3m/s 以上で発電いたします。</p> <p>風力発電事業は、専門機関や金融機関を含む第三者から事業採算性を十分精査して建設を進めていきますので、設置後に事業が成り立たず放置することはいたしません。また、国有林の貸付等に係る基準においても、発電施設等の設置・運用・撤去を行うために必要な信用及び資力があることについて確認されます。実際に、万が一にも放置とならないように撤去費用を準備することがガイドラインで求められており、弊社も撤去費用を準備いたします。</p>
4	<p>この事業による、中頓別町のメリットを明確にすることを要求します。</p> <p>また、上記メリットを補償(保障)願います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。中頓別町のメリットは、建設時の工事関係者の飲食並びに宿泊需要、地元土建会社、電気工事会社等の優先雇用及び、稼働後のメンテナンス等といった経済活動への貢献のほか、風力発電事業の税収入で固定資産税、地方法人税、事業税、地方消費税の納税、新たな観光資源としての活用等があると考えています。これら税金に関するものは、事業実施区域に</p>

		<p>おける納税となりますので、必ず実施されるものであり、それらは行政の歳入となります。資金使途(歳出)については行政が決定するものですが、住民の皆様の民意が反映されるものと思料いたします。</p>
--	--	---

・意見書 3

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
5	<p>「環境影響を受ける範囲と認められる地域の範囲」には枝幸郡枝幸町の記載も見られますが、枝幸町における住民説明会の日程は記されておられません。環境保全の見地から、影響をうけると思われる町の方々のご意見もうかがう機会をつくるべきではないかと考えます。</p>	<p>住民説明会の開催については、各町村と相談の上実施しております。枝幸町においても、行政と相談の結果、住民説明会実施は必要ないが、関心を持つ住民に配慮し、他町村と同様に広報・新聞折込による周知を実施いたしました。</p> <p>また、縦覧についても各町村同様に9月5日から10月5日の期間行い、意見の募集を行いました。</p> <p>今後の手続きについても、環境影響評価図書の縦覧と意見募集について、広く周知し、意見を募集するよう努めてまいります。</p>
6	<p>「表 3.2.5-1 配慮が特に必要な施設」図中番号⑭の瀬尾診療所は現在廃院になっています。また⑳の障害者施設では2か所のグループホームが展開されています。現状を見ないで資料で一方的に作成されたこの「方法書」の内容の信憑性に疑いが出ます。環境の保全を判断するには適正を欠くと思われます。</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、確認が十分でなかったものと考えます。準備書手続き以降、正しい内容を記載できるよう精査に努めます。</p>
7	<p>目的の記載後段部分に「・・・良好な風資源を得ることができる中頓別町において・・・」とありますが、図 2.2.4-5、図 2.2.4-6 の資料を見ると、中頓別町より南の枝幸町側のエリアに強い風況があると思われます。</p> <p>風が強い方が多くのエネルギーが確保できるのではないかと思います。</p> <p>環境保全の見地からは、風車など無い方が良いと思います。</p>	<p>対象事業実施区域の選定にあたっては、良好な風況を得ることができるとともに、法令等の規制の有無も併せて検討しております。風況のみならず、法令や運搬等を含む諸条件を検討して事業地の選定をしております。</p>

8	<p>水系について、内藤の沢川、四の沢川、木村の沢川の水源(起始部)が風力発電機配置部になっています。基礎杭がかなり深く掘られるので、大雨時の地盤崩壊による発電機倒壊や水質汚染が心配されます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。適切な設計・施工を行い、地盤崩壊による発電機崩壊が起こらないよう取り組んでまいります。また、陸上風力発電は、陸上に設置される発電用風力設備の風車に係る工事計画審査が義務付けられております。審査では風力発電機メーカー及び大手ゼネコンが協業設計した設計の確かさ、実環境における実力から構造上安全であることを確認されます。</p> <p>設置予定場所については地質調査を行い、計画段階において大雨時に地盤崩壊や濁水による水質汚濁が発生しないように配慮いたします。</p>
9	<p>騒音測定位置(施設の稼働など)は、奥の2軒のお宅で測定するべきと考えます。</p> <p>奥にも発電機が8機あり、集中しているからです。</p>	<p>施設の稼働に関する騒音測定位置は、風車からの距離減衰を考慮し、複数の風車の影響を最も受けやすい地点として選定しています。ですので、ご指摘の住居よりも現在選定している地点の方が、より騒音の影響を受ける地点であり、そこでの騒音調査が適切であると考えております。</p>

・意見書 4

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
10	<p>中頓別町は豊かな自然環境が一番の財産です。町民の誰か、風力発電を望んだのでしょうか。山を崩し、コンクリートで固め、100m超の塔を立てることがどれだけ自然への侮辱になるか考えるまでもありません。その事は地元中頓別を蔑ろにしていることになります。田舎をバカにしないでいただきたい。</p> <p>予定地の山の音威子府側は鳥獣保護区です。その境界線を一步超えれば鳥や動物は保護の対象にならないというのですか。生き物にその境界線は見えないし、自由に行き来しているのです。地図上で保護区になっていないからといって、鳥獣保護区の外側に風車の壁を作って、鳥獣を保護できると思いますか？ 昨今、風車の設置についてはバードストライクの問題が大きく取り上げられています。</p> <p>風車は、地元の要望が強くなり、風もよく吹く地域を探して、そこに作ってください。</p> <p>この計画は自然破壊以外の何物でもありません。白紙撤回を求めます。</p> <p>なお、この意見書の内容は中頓別町をはじめ関係機関へも伝えることを申し添えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。風力発電は地球温暖化対策及び国内におけるエネルギー自給率向上に大きく貢献できる自然エネルギーの一つであり、今後、より普及が望まれる電源であると考えています。</p> <p>鳥獣への影響については、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを実施することで、事前に環境調査を行い、専門家の意見も十分踏まえた上で工事及び稼働に伴う環境影響の有無を精査するとともに、影響が想定される場合は回避・低減する施策を講じてまいります。</p> <p>対象事業実施区域の選定にあたっては、風力発電事業に適した風況の良い場所で、かつ法令等の規制も併せて考慮し計画しています。環境影響に十分配慮し、地域の皆様に事業について理解いただけるよう取り組んでまいります。</p>

・意見書 5

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
11	<p>① まず、住民向け説明会の印象から述べさせていただくと、会の進行つまりは主催者の挨拶や出席者の紹介などを担ったのは、後から考えたら環境調査を行う予定のコンサルタントの職員であった。この会は事業者が主催するもので当然その仕切りの元で行われるべきものであるにも関わらず、事業の調査を請け負う側が進行していた。ここから窺えるのは発注者と受注者の関係性である。本来の独立性を保ったものではないことが容易に伝わってきた。</p> <p>「恣意的な調査結果は出ない。」といった事業者の言葉が空々しく思えた。</p>	<p>住民説明会においては、説明会の運営に慣れているコンサルタントが司会をし、事業部分については事業主からご説明をさせていただくことが一般的です。調査の内容や結果につきまして、環境調査を行うコンサルタント会社が恣意的な操作を行うことは決してありません。</p> <p>ご指摘を踏まえまして、次回からの説明会では事業主が司会進行をするなど、引き続き中立性や透明性の維持に努めてまいります。</p>
12	<p>② 発電ビジネスの多くがそうであるように、エネルギーを売るもの買うのも地域の企業や人ではない。つまり地域経済にとって何のメリットはないばかりか、おそらく事務所などの配置もないのだから、事業に対する思い入れも地域内で育つ見込みがない。</p> <p>③ 4年前の胆振東部地震にともなう全道大停電時にも、太陽光発電も含めこれらの施設が有事の際には何の役にも立たないことが明らかとなったことから、地域に全くメリットはないと断言できる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。地域のメリットは、建設時の工事関係者の飲食並びに宿泊需要、地元土建会社、電気工事会社等の優先雇用及び、稼働後のメンテナンス等といった経済活動への貢献のほか、風力発電事業の税収入で固定資産税、地方法人税、事業税、地方消費税の納税、新たな観光資源としての活用等と考えています。また、事務所は北海道内に置くことを予定しています。これら税金に関するものは、事業実施区域における納税となりますので、必ず実施されるものであり、それらは行政の歳入となります。資金使途(歳出)については行政が決定するものですが、住民の皆様の民意が反映されるものと思料いたします。</p>
13	<p>④ 建設予定地はしぼりのある林野ではないにしろ、隣接する音威子府の森には北大演習林となっており、影響が大きいと言わざるを得ない。周辺にはクマタカの営巣地もあることが確認されて</p>	<p>音威子府の北大演習林につきましては、鳥獣保護区にもなっておりますので、保全対象と考えております。</p> <p>また、保全対象となるクマタカ等とともに、今後実施する現地調査結果に基づき、環境影</p>

	いる。	響の回避または低減措置、代償措置の検討・実施を行うとともに、予測の不確実性が大きい分野においては、事後調査による影響の把握と追加の保全措置の実施等の順応的管理を行います。
14	⑤ 建設予定地は事前調査にもある通り、コハクチョウ最大の中継地「クッチャロ湖」へ通ずる通過ライン上に位置する。このことは春、秋の渡りに計り知れない影響が生ずるものとなる。	今後実施する現地調査結果を踏まえ、予測及び評価を実施する予定としておりますが、バードストライクを含む鳥類への影響については、引き続き、情報収集に努め、影響が想定される場合には再度専門家へのヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で環境影響の回避または低減措置、代償措置の検討・実施を確実に行うとともに、予測の不確実性が大きい分野においては、事後調査による影響の把握と追加の保全措置の実施等の順応的管理を行います。
15	⑥ 環境アセスの内容も年に数回の調査で野鳥の営巣、渡りなどの状況を判断できるものではないことは明らかで、かつ過去の文献調査のデータをもって現在の状況を判断することはあてはまらない。	環境影響評価の現地調査や文献資料調査結果では、完全な鳥類相や群集の把握等は困難であると考えております。鳥類調査につきましては、国内外の最新の知見を取り入れて作成された「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」(平成 27 年 修正版 環境省)等の文献資料や専門家へのヒアリングにより、現地調査計画を作成しておりますが、必要に応じて追加調査を検討します。 なお、現時点で猛禽類や一般鳥類、その他動植物について約2年をかけて調査を実施する予定としております。
16	⑦ 180mにも達する巨大風車を12基も建設することにもなう環境負荷は建設用地のみの範囲ではなく、アクセス道路や送電線工事などの開発行為を含め甚大なものとなるのであって、到底容認できない。地元暮らし我々はこの町の未来に対して責任を負っているわけ	ご意見ありがとうございます。風力発電は地球温暖化対策及び国内におけるエネルギー自給率向上に大きく貢献できる自然エネルギーの一つであり、今後、より普及が望まれる電源であると考えています。 本プロジェクトは、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを実施することで、事前に

	<p>であり、負の遺産を遺すことを選択すべきではない。</p>	<p>環境調査を行い、専門家の意見も十分踏まえた上で工事及び稼働に伴う環境影響の有無を精査するとともに、影響が想定された場合は回避・低減する施策を講じてまいります。環境負荷に十分配慮し、地域の皆様に事業について理解いただけるよう取り組んでまいります。</p>
17	<p>⑧ モンタージュフォトについては、すでに作成できるデータであるので、景観がどのように損なわれるかを示していただきたい。</p>	<p>計画が未確定な段階でのフォトモンタージュ作成は不確実性が高いことから、方法書では調査方法をお示しております。</p> <p>今後、環境調査の結果を踏まえた風力発電機の配置検討及び、景観に関する調査(写真撮影)を行い、予測(フォトモンタージュ法)・評価を実施する予定です。このため、準備書段階でお示しできると考えております。</p>
18	<p>⑨ 騒音や低周波による人畜への健康被害が全国いたるところで、出はじめているようである。それが認められた場合にはどのような対策が講じられるのか甚だ疑問である。</p>	<p>文献によりますと、風車騒音が人に健康被害を及ぼす可能性は低いとされております。現地調査を行い現況把握・予測及び評価をしたうえで、本計画を進めてまいります。それでもなお、健康被害が認められた場合には、専門家等及び当事者と協議の上、軽減策を検討いたします。</p>
19	<p>⑩ 例えば将来、国のエネルギー政策の制度が変わり、採算が合わない状況になった場合、撤去もできずに残ることもあり得る。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。風力発電事業は、専門機関や金融機関を含む第三者から事業採算性を十分精査して建設を進めていきます。制度変更等の理由に関わらず、事業主としてガイドラインに求められている撤去費用や保険を手配しますので、ご懸念されている撤去もされずに残るような事態は発生いたしません。</p>

・意見書 6

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
20	<p>① 設置工事の際には、風車各機の周辺どのくらいの範囲が、木伐や切土・盛土等により改変される見込みなのかを、もう少し視覚的にわかりやすく示すべきではないでしょうか。理由としては、方法書では、風車の設置予定箇所が広域地図に点でしか示されておらず、設置工事に伴い、周辺のどのくらいの範囲が具体的に改変され、1次的な影響を受けるのかが不明瞭だからです。また風車設置の段階だけでなく、環境アセス調査を実施するためにも現在の自然環境に手を入れなければならないと思いますが、それについても、具体的にどの程度現在の環境を改変し、どのような影響が考えられるのか、わかりやすく示すべきではないかと思えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。現段階では工事内容は未確定ですので、お示していませんが、今後、環境調査等の結果を踏まえた風力発電機の配置検討を行い、土木設計を実施いたします。そのため、準備書段階ではお示しできると考えています。</p> <p>現地調査に関しては、主に既存の林道、作業道を利用した調査を想定しております。また、サンプルの採取等についても最小限とし、現地個体群に影響を与えないように努めてまいります。</p>
21	<p>② 設置工事の際に、碎石路盤に使う予定の碎石は、再生碎石を使う予定でしょうか。再生碎石の場合、プラスチック等の人工物が混入している場合があると聞いたことがあります。山中の土中に人口物が残り、それを動物が口にしてしまうと、動物や生態系に影響を及ぼすおそれがあると思うので、伺いたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。工事内容については、現在は未確定ですので、工事関係会社の選定後、確認し動物や生態系に影響がないような工事手法を検討してまいります。</p>

22	<p>③ 国有林と地域森林計画対象民有林の際に風車が数基建つことになるのだと思いますが、周辺の地域森林計画対象民有林の管理計画がどうなっているのかを調べ、明記すべきではないでしょうか。理由としては、巨大な風車が建ち、土中に人工物が埋め込まれることで、周辺の山の日当たりや、土中の生物の生態などは影響を受け、それに伴い、周辺の木々の生育環境が大きく変わると言うからです。10年後、20年後、30年後の森林管理計画を踏まえたうえで、風車が建つことの影響を考えるべきではないかと思えます。</p>	<p>現在、関係機関へ連絡をし、本事業計画について周知しております。</p> <p>今後は、周辺の地域森林計画対象民有林を含めて整備計画を精査し、必要に応じて事前に関係機関との協議を行うことを検討してまいります。</p>
23	<p>④ 景観影響評価の調査ポイント（眺望点？）として、中頓別町内（字中頓別地区）などの、一般町民が多く住んでいる場所も加えるべきではないか。理由としては、まったく視認されない予定なら不要かもしれないが、かすかにでも視認される可能性があるのなら、「一般町民の目線」から見た風力発電機がどのようなイメージになる予定なのかを町民に知らせるべきであり、それに対する意見に耳を傾けるべきではないかと思うからです。</p>	<p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」によると、「垂直見込角が1°～2°を超えると景観的に気になりだす可能性がある」とされていることから、1度以上で視認できる可能性のある範囲で設定いたしました。</p> <p>字中頓別地区の大部分からは、敏音知岳等に遮蔽され視認されないものと考えます。</p> <p>なお、「一般町民の目線」から見た調査地点として、小頓別多目的集会施設、毛登別会館、本幌別コミュニティセンターを設定しています。</p>

<p>24</p>	<p>⑤ 私の読み込み不足かもしれませんが、方法書は全体的に、こういう調査をして、こういう 1 次データを集めますというところまでしか書いてなく、もっとも重要なはずの分析の視点が不足していると感じました。調査で分かるのは、「現在の姿」の「ほんの一部」だと思いますが、そのほんの一部の 1 次データをどのように分析するのかが示されていなければ、どうやって影響を予測するのかわかりません。またその分析の際には 1 つひとつの起こりうる影響を単独で捉えるのではなく、影響は連鎖していくものだという視点を忘れないでいただきたいです。たとえば、この計画の影響でヒグマの行動範囲が変わり、市街地に出没しやすくなったとします。そうすると人と接触する機会が増え、子どもを持つ親御さんは安心して子どもを外で遊ばせられなくなるかもしれません。中頓別は近年、子ども連れの家族の転入が多い町ですが、そんな環境では子育てがしにくいと、転入する家族が減り、それに伴い人口減も進むかもしれません。そうなった場合、この計画は地域活性化に寄与するどころか、活性化の妨げにしかありません。この例は大げさかもしれませんが、連鎖していく影響に、いくら調査しても予測不可能な影響に、ウインドファームさんはどこまで付き合う覚悟がありますか。口先だけではなく、もう一度きちんと胸に問うてみてください。</p>	<p>環境影響評価方法書は、現況を把握するための調査項目や調査方法について記載させて頂いております。具体的なデータ分析、予測・評価結果に関しては、今後の準備書にて詳細に記載させていただくこととなります。</p> <p>また、風力発電事業に起因する連鎖の影響ですが、まさにそういった事象が発生することを防ぐ為に、環境影響評価を実施し、事前に適切な対応と計画をしておりますが、万が一、地域住民の皆様へのご迷惑があった場合については、真摯に向き合い、原因の追究及び改善に努める所存です。</p>
-----------	---	--

25	<p>⑥ (読み込む時間が足りなかったため、当方の認識がずれているかもしれませんが)「水道水源として地下水の利用はないため影響を調べる必要はない」というような記載がありましたが、地下水に限らず、現在利用されていなかったとしても、この計画により影響を受けるかどうかは調べる必要があるのではないかと思います。なぜなら、この計画の工事によって地下水の水質や流れが影響を受けた場合、将来、中頓別町で地下水を利用したいという人が出てきたとしても、利用できなくなってしまう(地元での自然資源の利活用の可能性・選択肢を狭める)ことになるからです。</p> <p>地下水への影響に限らず、「現在利用されていないから、影響を調べる必要はない」理論はおかしいのではないかと思います。</p>	<p>環境影響評価の項目については、「発電所アセス省令」に基づいて設定しており、地下水等について、調査項目に挙げられておりません。</p> <p>なお、風力発電機の設置にあたっては、地質調査を実施し、地下水脈等を考慮の上、配置検討いたします。</p>
26	<p>⑦ 生態系への影響について、上位性注目種の選択方法が恣意的でこのような調査方法では生態系に与える影響を十分に予測できるとは思えません。理由としては、注目種の各項目(選択表の)には、推測に拠るしかないもの(たとえば、「行動を把握しやすく、生態に関する知見が多い」等)が複数ありますが、このような項目は、調査側にとって調査がしやすいかを判断するための指標でしかなく、真の意味で、その種が周辺の生態系にどの程度影響力を持っているかを判断する指標にはならないと思うからです。実質的な生態系への影響を測るうえで適当ではない項目を判断基準に設定し、それらの該当可能性を点数で区分し、その点数が高いものを注目種にするという</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>生態系の注目種については、「発電所に係る環境影響評価の手引」等を参考に設定しております。影響について、定量的に把握する必要があることから、比較的生態的情報の蓄積がある代表種を取り上げています。</p> <p>風力発電は地球温暖化対策及び国内におけるエネルギー自給率向上に大きく貢献できる自然エネルギーの一つであり、今後、より普及が望まれる電源であると考えています。環境影響に十分配慮し、地域の皆様に事業について理解いただけるよう取り組んでまいります。</p>

	<p>のは、調査側にとって把握しやすく調査しやすい種をあぶり出し、注目しているだけではないでしょうか。このような選択方法では、人間の側では把握しにくい種の生息実態や、この風力発電計画によりその種が影響を受けた際に、周りの動植物及び生態系にどのような影響が出るかを予測・評価することはできないと思います。また、そもそも、いかなる調査指標を設け、いかなる調査をしても、自然の動植物たちが織り成す生命のつながりやその仕組みを人間が完全に把握することはできず、人間の所作によりかれらに与える影響を完全に予測することもできないはずで。人間が、地球上の様々な生命のつながりや、それによって成り立つ地球のメカニズムをわかった気になり、自分たちの科学技術を過信し自然を踏み荒してきた結果、人間は何度も痛い目を見てきたことを忘れないでほしいです。そして、そのときにいつも犠牲になるのは、人間の文明のために自然を飼いならして支配しようとする側ではなく、その地域の自然の傍らで生きている地元の人たちだということを忘れないでほしいです。地元の人たちもちろん、自然の様々な恵みを利用しながら生きています。木を伐った場所を牧草地にして酪農を営むこともあります。キノコや山菜、木の実を採ることもあれば、山の中に小道を作り、その道を歩いて、日々の疲れを癒すこともあります。でも、地元民の一人である私は、自然を操れるとも、大きく改造できるとも、そうしたいとも思いません。それは、自分たちの生活の基盤を作ってくれて</p>	
--	---	--

	<p>いる山々に対する冒涇だと思っからです。なぜ、その山の傍で生きている地元の人望まないことを、中頓別につながりがあるわけでも、愛着があるわけでもない事業者のほうが勝手に決めて勝手にやってよいことになるのでしょうか。立地場所が国有林だから、林野庁の許可が得られればそれでよいということなのでしょうか。どうして、そんなふうに、地元の思いをないがしろにできるのか、私にはわかりません。あなた方がしていることは、かつて日本国が、北海道アイヌの人たちにしたことと同じではないかと思っます。中頓別町民の中には、もちろん賛成の人もいれば、反対の人も、正直わからないという人もいます。そのいろんな声に、きちんと耳を傾けて、本当に中頓別に風力発電を建ててよいのか、考えなおしてください。地元、決定権を与えてください。</p>	
--	--	--

<p>27</p>	<p>⑧ 最後に、方法書の話よりも広い話になってしまいますが…。この計画の話をするときに、まず最初に、お互いの共通理解としておきたいことがあります。「環境の保全」と言うとき、その「環境」という言葉は、とても多差的な言葉だということです。再生可能エネルギーの普及により温室効果ガスの排出削減に寄与するという貴社のミッションは、たしかにある面では、「環境の保全」という社会的課題の解決に寄与する”良い取り組み”だと思います。このときの「環境」という言葉は、「化石燃料の使用過多による温室効果ガスの排出量増加のせいで温暖化が進む地球環境を保全する」というような、スケールの大きな「環境」という意味で使われています。一方で、このスケールの大きな「環境の保全」のために、小さなスケールの「環境の保全」がないがしろにされてしまうことがあります。私がこの計画に懸案を抱いているのはそのためです。大きなスケールの環境の保全のために、小さな中頓別の環境が利用され、その影響が後々あらゆる面に出たとしたら、中頓別は、大きなスケールの「環境の保全」のために犠牲になったこととなります。仮に自然環境に大きな影響が出なくても、地元の人たちの心には、自分たちの気持ちをわかってもらえず、大義名分のために犠牲を強いられたという大きな傷跡が残ります。そのような形で実現する「環境の保全」は、本当の意味で”環境によいこと”といえるのでしょうか。再エネの普及がビジネスチャンスになり、多くの事業者が再エネ事業に手を出し始める陰で、逆に環境</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>風力発電は地球温暖化対策及び国内におけるエネルギー自給率向上に大きく貢献できる自然エネルギーの一つで、今後、より普及が望まれる電源であると考えています。</p> <p>本プロジェクトは、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを実施することで、事前に環境調査を行い、専門家の意見も十分踏まえた上で工事に伴う環境影響の有無を精査するとともに、影響が想定された場合は回避・低減する方策を講ずる事が法律として義務づけられています。環境影響に十分配慮し、地域の皆様に事業について理解いただけるよう取り組んでまいります。</p>
-----------	---	---

	<p>に悪いことが起きてしまうというのは、珍しいことではありません。発電機材となる太陽光パネルや風車等の廃棄物問題のことはすでに世間でも指摘されていますし、発電機材の原材料の採取地で、地元の人たちが劣悪な環境で働かされていないか、原材料の採取の過程で有害物質が垂れ流しになったりしていないか等も心配です(再エネ機材の生産過程でそういうことが起きていると聞いたことはないですが、スマートフォンに材料の生産過程では、そういう被害も起きています)。「再エネ事業＝環境によいことだ」という単純図式の考え方ではなく、「環境」という言葉に含まれる多様性を踏まえ、立場や住む地域、生活歴がそれぞれ異なる人の数だけ、そしてこの地球に生きる動植物の数だけ異なる意味がある「環境」にとって本当に良いことを考え、それを実現することが、今の時代に生きる私たちのやるべきことではないでしょうか。意見が対立するなかで無理やり方向性を決定するような「その場しのぎの環境保全」に明け暮れている場合ではないのではないのでしょうか。</p>	
--	--	--

・意見書 7

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
28	<p>【鳥類】</p> <p>① 全体的な調査方法 事業地の周辺や道北地域の鳥類の生息状況に詳しい NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワークの鳥類専門員の助言を聞いたうえで、調査方法を決定すべきです。定点が事業地内に設定されていませんので、事業地内にも設定すべきです。また、希少猛禽調査と渡り鳥調査の定点位置と同じ場所になっていますが、それぞれの調査に最も適した位置に設定すべきです。</p>	<p>調査方法については、有識者意見を参考に設定しておりますが、調査にあたっては NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワークはじめ、さらなる有識者等からの意見収集に努めます。</p> <p>また、調査地点については、現地踏査を再度実施し、地点の追加等を検討します。地形面、アクセス面から見通しの良いところが限られることから、現地調査開始後も、新たな調査地点の検討は随時行います。</p>
29	<p>② 渡り鳥調査 春の渡り鳥調査(ハクチョウ類)について、5月中旬では渡り時期が終わっているため、4月上旬から4月下旬に変更すべきです。秋の渡り鳥調査(ハクチョウ類)においても11月では渡り時期が終わっていますので、10月上旬から20日前後に変更すべきです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、調査時期を設定いたします。</p>
30	<p>③ 希少猛禽類調査 定点が事業地内に設定されていませんので、事業地内にも設定すべきです。定点位置が渡り鳥調査と同じ場所になっています。希少猛禽類調査にもっとも適した位置に設定すべきです。</p>	<p>調査地点については、現地踏査を再度実施し、地点の追加等を検討します。地形面、アクセス面から見通しの良いところが限られることから、現地調査開始後も、新たな調査地点の検討は随時行います。</p>
31	<p>④ 営巣確認調査 事業地には自然林が分布しており、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されるクマガラが繁殖している可能性があります。そのため、猛禽類だけでなくクマガラの営巣状況を把握するための調査も実施すべきです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、クマガラの繁殖等に留意して、調査を実施いたします。</p>

32	<p>⑤ 夜間調査 夜間調査はフクロウなどの夜行性鳥類のみが対象になっています。しかし、ガン・カモ類や小鳥類は、特に秋は夜間に多く渡るため、これらの鳥類も対象に加えるべきです。また、レーダー調査を合わせて実施すべきです。</p>	<p>夜間調査で、ガン・カモ類等が確認された場合は記録をするようにいたします。</p> <p>なお、レーダー調査については、対象地の地形等の条件により現在は実施予定とはしていません。</p>
33	<p>【方法書の縦覧方法と住民説明のあり方】</p> <p>⑥ 縦覧方法 方法書の閲覧は、縦覧期間中にインターネット上でのみに限られており、ダウンロードや印刷ができないうえ、縦覧期間終了後は閲覧ができなくなってしまいます。縦覧期間終了後に方法書の内容が実際の事業地の自然環境等の状況と齟齬がないか等の精査が可能な状態になっていることは、環境影響評価図書(以下、図書という)の信頼性を担保するうえで重要、かつ不可欠です。そのため、縦覧期間に限らず、公共施設やインターネットで常時、図書の閲覧や印刷を可能にすべきです。また、縦覧場所が平日のみ開館している施設に限られていますので、土・日曜日や祝日も開館している場所(例:道の駅、博物館等)も縦覧場所として追加すべきです。より多くの地域住民に周知するために、関係各自治体のホームページに縦覧について掲載してもらうようお願いすべきです。</p>	<p>公表期間を縦覧期間のみにし、インターネットでの電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可としている点は、データの改ざん等による図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているもので、継続して公表すること、印刷可能な状態にすることは難しいものと考えています。また、縦覧場所については、今後関係自治体等へ相談してまいります。</p>
34	<p>⑦ 住民説明会 住民説明会が開催されたのは平日の夜でした。事業地周辺が、夜間よりも日中の方が住民説明会に参加する時間が取れることが多い酪農地帯であることを考慮すれば、同じ地域でも複数回の説明会を開催し、休日の日中や夜にも実施すべきです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。住民説明会の開催については、各町村と相談の上実施いたしました。しかしながら、今後は酪農地帯であることを考慮し、休日の日中等の開催も検討いたします。</p>

35	<p>⑧ 関係者への説明</p> <p>環境影響評価を行う目的の一つは、地域住民への説明責任を果たし、合意形成を図ることです。そのためには情報の共有を行うことが重要ですので、地元の自然保護団体など有識者から助言を得るために、今回の方法書を含め図書に自然保護団体や有識者に提供すべきです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。専門家等からの助言を仰ぎながら、各環境要素に係る環境影響について適切に対応し、地域住民と合意形成を図ってまいります。</p> <p>今後、社内で、図書の提供について、検討いたします。</p>
----	---	--

・意見書 8

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
36	<p>中頓別の自然を破壊しながらうみ出される”自然エネルギー”を将来的にも望みません。</p> <p>どのように調査を尽くしても、今までの環境で命をつなげてきた動植物に対する大きな人的環境変化を与え、生存権を侵害する行為になると思います。</p> <p>もっと小規模な自然エネルギーの活用方法について考えていきませんか？</p> <p>そうすれば、電力消費の大きな都市部の近郊にも建てることができ、送電ロスも少なく効率的だと思います。</p> <p>補助金のつき方にふりまわされて理念を見失わないで下さい。</p> <p>お願いします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。風力発電事業は地球温暖化対策及び国内におけるエネルギー自給率向上に大きく貢献できる自然エネルギーの一つであり、今後より普及が望まれる電源であると考えています。環境への影響については、この環境影響評価手続を踏まえて、回避・低減を図りながら計画を進めてまいります。</p>

広報誌等による公告

- ・中頓別町旬報(令和4年8月25日)

『総務課から』

**(仮称) 中頓別陸上風力発電事業
環境影響評価方法書の縦覧・住民説明会のお知らせ**

□事業概要

- ・事業名称等：(仮称)中頓別陸上風力発電事業(風力発電(陸上)、48,000kW(予定))
- ・対象事業実施区域：北海道枝幸郡中頓別町字秋田 外
- ・環境影響を受ける範囲と認められる地域：北海道枝幸郡中頓別町、枝幸町、中川郡音威子府村

□方法書等の縦覧

- ・縦覧場所：中頓別町役場 役場窓口
- ・縦覧期間及び時間：9月5日(月) ～ 10月5日(水)(8時30分 ～ 17時15分)
- ※ 事業者ホームページからもご覧いただけます(http://www.ncd-japan.com/nakatonbetsu_eia01.html)

□住民説明会

- ・場所 ①中頓別町民センター 大ホール
②小頓別地区多目的集会施設
- ・日時 ①9月28日(水) 18時30分から
②9月29日(木) 18時30分から(予定)
- ※ 開催日時など変更がある場合は、事業者ホームページ、新聞折込などで周知させていただきます。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、説明会を延期または中止させて頂く場合は、事業者ホームページなどでお知らせいたします。

□方法書について環境保全の見地から意見がある場合

- ・提出方法 氏名及び住所、方法書名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記提出先へ郵送または縦覧場所の意見書箱への投函(縦覧場所での提出は縦覧期間のみ)
- ・提出期間：9月5日(月) ～ 10月19日(水)

□意見書提出先・問合せ

中頓別ウィンドファーム合同会社(03-4400-6362)
〒107-0062 東京都港区南青山1丁目12-3 LIFORK MINAMIAOYAMA N215

・広報えさし(令和4年8月29日)

環境影響評価方法書の縦覧・住民説明会のお知らせ

中頓別ウィンドファーム合同会社では、中頓別陸上風力発電事業(仮称)に関する環境影響評価手続を進めています。このたび、環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書(以下「方法書」)とその要約書を作成しました。

つきましては、次のとおり縦覧するとともに住民説明会を開催します。

事業概要

- 事業名称 中頓別陸上風力発電事業(仮称)
- 事業種類 風力発電(陸上)
- 事業規模 48,000kW(予定)
- 対象事業実施区域 枝幸郡中頓別町字秋田 外
- 環境影響を受ける範囲と認められる地域 中頓別町、枝幸町、音威子府村

方法書等の縦覧

- 縦覧場所 枝幸町役場 まちづくり推進課
- 縦覧期間 令和4年9月5日(月)～令和4年10月5日(水)
- 縦覧時間 開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで(開庁時間に準ずる)
※事業者ホームページからもご覧いただけます
(HP http://www.ncd-japan.com/nakatonbetsu_eia01.html)

住民説明会

場 所 小頓別地区多目的集会施設(中頓別町字小頓別)

日 時 令和4年9月29日(木) 18時30分～

※新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、説明会を延期または中止させていただく場合があります。延期または中止の場合は、事業者ホームページ等でお知らせしますので、ご来場前にご確認をお願いします。



[方法書について環境保全の見地から意見がある場合]

提出方法 氏名および住所、方法書名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記提出先へ郵送または縦覧場所に設置された意見書箱へ投函してください。
(縦覧場所での提出は、縦覧期間のみとなります)

提出期間 令和4年9月5日(月)～令和4年10月19日(水)



意見書提出先・お問い合わせ先

中頓別ウィンドファーム合同会社
〒107-0062 東京都港区南青山1丁目12-3 LIFORK MINAMIAOYAMA N215
☎03-4400-6362

■お問い合わせ まちづくり推進課 企画政策グループ ☎62-1329 (縦覧に関するのみ)

・広報おといねっぶ(令和4年8月12日)



暮らしの掲示板



中頓別陸上風力発電事業：環境影響評価方法書の縦覧・住民説明会について

中頓別ウィンドファーム合同株式会社では、(仮称)中頓別陸上風力発電事業に関する環境影響評価手続を進めています。このたび、環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書(以下「方法書」とその要約書を作成いたしました。つきましては、次の通り縦覧するとともに住民説明会を開催いたします。

【事業概要】

事業名称	(仮称)中頓別陸上風力発電事業
事業種類	風力発電(陸上)
事業規模	48,000kW(予定)
対象事業実施区域	北海道枝幸郡中頓別町字秋田
環境影響を受ける範囲と認められる地域	北海道枝幸郡中頓別町、枝幸町、中川郡音威子府村

【方法書等の縦覧】

縦覧場所	音威子府村役場総務課総務財政室
縦覧期間	令和4年9月5日(月)～10月5日(水)
縦覧時間(役場開庁日)	8:30～17:15 ※開庁時間に準ずる

※事業者ウェブサイトからもご覧いただけます。

【住民説明会】

場所	音威子府村公民館
日時	令和4年9月27日(火) 18:30～ ※予定
注意事項	・最終的な開催日時等については、事業者ウェブサイト、新聞折込等でご覧いただけます ・新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、延期または中止させて頂く場合があります。事業者ウェブサイト等でお知らせいたしますので、来場前にご確認ください。

【方法書について環境保全の見地から意見がある場合】

提出方法	氏名、住所、方法書名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、下記問合せ先へ郵送または縦覧場所に設置された意見書箱へ投函
提出期間	令和4年9月5日(月)～10月19日(水) ※縦覧場所での提出は縦覧期間中のみとなります

☒ 中頓別ウィンドファーム合同会社

〒107-0062 東京都港区南青山1丁目12-3
LIFORK MINAMIAOYAMA N 215
☎ 03-4400-6362
http://www.ncd-japan.com/nakatonbetsu_eia01.html

・NC 電源開発株式会社(中頓別ウインドファーム合同会社の親会社)のホームページにおけるお知らせ



「(仮称)中頓別陸上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会について

令和4年9月5日

「環境影響評価法」に基づき、『(仮称)中頓別陸上風力発電事業 環境影響評価方法書』(以下、『方法書』という。)及びこれを要約した『要約書』を作成しましたので、以下のとおり、縦覧及び住民説明会を実施いたします。

※方法書及び要約書は令和4年10月5日(水)まで以下のリンクより閲覧いただけます。

ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

【方法書の内容について】

『(仮称)中頓別陸上風力発電事業 環境影響評価方法書』

- ・表紙と目次
- ・第1章及び第2章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・第3-1章 事業実施区域及びその周囲の状況_自然的状況
- ・第3-2章 事業実施区域及びその周囲の状況_社会的状況
- ・第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ・第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所
- ・資料編

『(仮称)中頓別陸上風力発電事業 環境影響評価方法書 要約書』

・北海道ホームページにおけるお知らせ

HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 環境影響評価情報トップページ

環境影響評価情報トップページ

ページ内目次 [新着情報](#) > [北海道環境影響評価審議会](#) > [環境影響評価図書販売情報](#) > [公聴会等開催情報](#) > [環境影響評価対象案件](#) > [北海道環境影響評価条例、規則等](#) > [北海道環境データベース](#) > [関係リンク集](#)

撮影地：社管町「社管公園」

新着情報

- ・「[\(仮称\) 島牧島沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書](#)」の縦覧がはじまりました。(10/4)
- ・令和4年度(2022年度)第6回北海道環境影響評価審議会を開催しました。(9/30)
- ・「[\(仮称\) 島牧沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書](#)」の縦覧がはじまりました。(9/27)
- ・「[\(仮称\) 夕張ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書](#)」に対する知事意見を述べました(9/12)
- ・「[\(仮称\) 占平・仁木・余市ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書](#)」に対する知事意見を述べました(9/12)
- ・「[\(仮称\) 小樽・赤井川ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書](#)」に対する知事意見を述べました(9/12)
- ・「[\(仮称\) 網走風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書](#)」に対する知事意見を述べました(9/9)
- ・「[\(仮称\) 今金風力発電事業 計画段階環境配慮書](#)」に対する知事意見を述べました(9/8)
- ・「[\(仮称\) せたな太陽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書](#)」に対する知事意見を述べました(9/5)
- ・「[\(仮称\) 中標別陸上風力発電事業 環境影響評価方法書](#)」の縦覧がはじまりました。(9/5)

北海道環境影響評価審議会

知事の諮問に応じ、主に環境影響評価法又は北海道環境影響評価条例に基づく対象事業について、専門的知識と経験から調査、予測及び評価の手法等に係る調査審議などを行うための機関です。

[審議会の開催情報等はこちら](#)

カテゴリ

- > 環境影響評価

環境保全局環境政策課メニュー

- 注目情報
- 入札情報等
 - > 入札
 - > ナブコメ
 - > 公募
- トピックス
- 関連機関
- 関連リンク
- 政策一覧
 - > 行政情報
 - > 環境政策
 - > 環境教育
 - > 協働・普及啓発
 - > 環境影響評価
 - > 特定の開発行為
 - > 水道・飲用井戸
 - > 大気・水環境 公害防止

・ご意見記入用紙

(仮称) 中頓別陸上風力発電事業 環境影響評価方法書
ご意見記入用紙

「(仮称) 中頓別陸上風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、下記の問い合わせ先へ郵送ください。

意見書の郵送先 〒107-0062 東京都港区南青山1丁目12-3
LIFORK MINAMIAOYAMA N215
中頓別ウィンドファーム合同会社 環境アセス係
意見書の提出期限 令和4年10月19日(水)〔当日消印有効〕

意 見 書

項 目	ご記入欄
ご記入日	令和4年 月 日
お名前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご住所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事業所の所在地〕	
方法書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語によりご意見の理由を 含めて記載してください〕	

注1：お名前、ご住所の記入をお願いいたします。

なお、ご記入いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いたします。

注2：本用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。

[参考資料]

縦覧状況

北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課	北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課
	
中頓別町役場 役場窓口	枝幸町役場 まちづくり推進課
	
音威子府村役場 総務課 総務財政室	
	